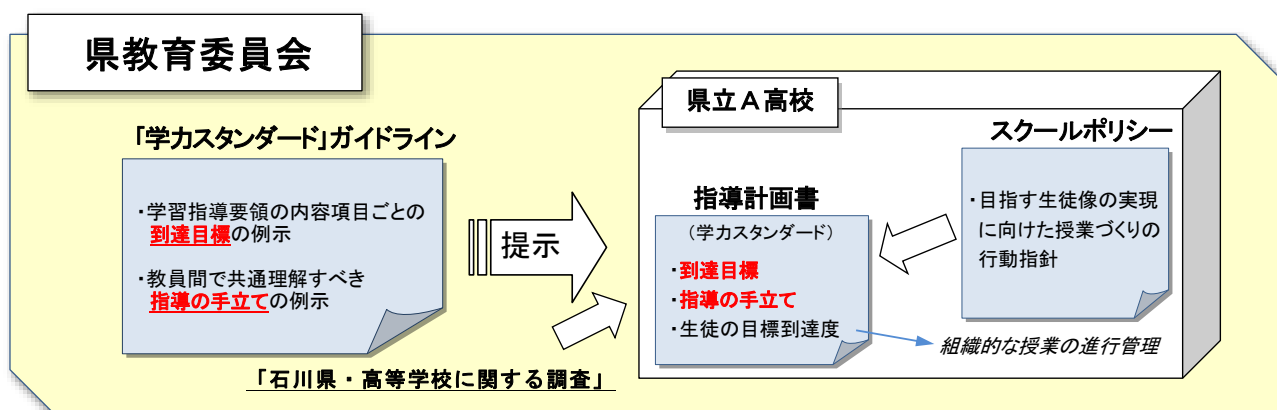


石川県におけるスクール・ミッション及びスクール・ポリシーの策定状況、  
高等学校の特色化・魅力化に向けた取組等について

<石川県の現状>

【これまでの取り組み①～学カスタンダードについて～】

- ・本件では、平成26年度以降、県立高等学校において「「学びの力」向上アクションプラン」に取り組んできた。本事業は、「学びの力」を育成するために、各学校で「学カスタンダード」(指導計画書)を策定し、組織的な授業を展開する内容である。
- ・各校における「学カスタンダード」の策定に当たっては、①県教委が「学カスタンダード「ガイドライン」」を提示、②各学校が「スクールポリシー」(学習指導方針)(※今回、国が定めるスクール・ポリシーとは異なるもの)を作成、③これに基づき各学校が「学カスタンダード」を作るという手順を進めた。
- ・また、県教委では、各学校が「スクールポリシー」を策定する際の、エビデンスを提供するため、「石川県・高等学校に関する調査」を企業、高校教員、高校生とその保護者、中学校教員、中学生とその保護者を対象に実施。その結果を各校に提示した。



【これまでの取り組み②～教育課程の編成趣意書について～】

- ・新学習指導要領の策定に向け、現在、「教育課程の編成趣意書」を作成中。各学校には「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」を盛り込むように依頼。

【①、②を受けてのスクール・ミッション及びスクール・ポリシーの策定における留意事項】

- ・これまでの本県における「スクールポリシー」は、各学校における、学習指導方針であり、現在、策定が求められている「3つの方針」(スクール・ポリシー)とは、目的は違うが、「目指す生徒像」の実現に向けたものであるという点で、内容に共通する部分があり、参考になること。
- ・このときに、県教委が各校に提供した「石川県・高等学校に関する調査」の結果についても「スクール・ミッション」とは異なるが、学校が保護者や地域から求められている社会的役割を示しているものであり、参考とすることができること。(ただし、提示から時間が経過しているため、県の次期教育振興基本計画等を策定する際に見直しが必要である)
- ・「教育課程の編成趣意書」との整合性をとること。

## <スクール・ミッション及びスクール・ポリシーの策定状況>

### 1 スクールポリシーの策定状況

#### (1) 学校に作成を依頼

各学校が県教委に提出するもの

- ① 「3つの方針」（様式1 別紙参照）
- ② 「構想図」
- ③ 各学校の令和3年度 学習指導方針（スクールポリシー）

※上記、学力スタンダードの策定のために各学校に作成を依頼。

各学校に伝えた留意事項（別紙参照）

- ・ 入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するために、「教育課程の編成趣意書」等と整合性のあるものとする。等

～特にこれまでの本県の取り組みを考慮した部分～

- ・ 各学校の令和3年度 学習指導方針（スクールポリシー）も同時に提出してもらうことにより、学校の社会的役割を、学校と県教委で共有すること
- ・ 「教育課程の編成趣意書」に盛りこまれた、「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」と整合性のあるものとなるように求めること

### 2 公表時期

- ・ 12月以降、完成した学校から、ホームページに掲載。

【予定】 11月末…全学校教委提出

↓

12月 …校正、確認

↓

完成

県 立 高 等 学 校 長 様

学 校 指 導 課 長  
(公 印 省 略)

## 高等学校における「3つの方針」の策定・公表について

令和3年3月31日付け2文科初第2124号により、文部科学省から標記のことについて通知がありましたので、送付します。

通知のとおり、高等学校の特色化・魅力化に関して、学校教育法施行規則が一部改正されたのを受け、標記について各高等学校において令和4年4月1日より実施することが求められています。

つきましては、下記のとおり提出願います。

## 記

## 1. 提出書類

- ① 「3つの方針」(様式1)
- ② 「構想図」(A4判1枚、添付の参考例(香川県、長野県ホームページより)をもとに作成する)
- ③ 各学校の令和3年度 学習指導方針(スクールポリシー)

※ 「3つの方針」及び「構想図」の策定単位は、教育課程編成の基本的単位である学科又は課程とすることを基本とするが、複数の学科や課程をまとめて策定単位としてもよい。

## 2. 提出期限 令和3年11月30日(火)

## 3. 提出方法及び提出先

- ・提出物は、PDFファイルにはせず、ワードファイル等のまま、下記のアドレスまで送信すること。
- ・各ファイル名は、「【学校名・学科名】3つの方針」「【学校名・学科名】3つの方針(構想図)」「【学校名・学科名】学習指導方針」とすること。
- ・紙媒体の提出は不要である。

送信先アドレス g-cur@pref.ishikawa.lg.jp

## 4. 策定の留意事項

別紙「高等学校における「3つの方針」及びその策定について」を参照すること。

学校指導課  
高等学校教育担当  
長谷川  
TEL 076-225-1831  
FAX 076-225-1832

## 高等学校における「3つの方針」及びその策定について

### 1. 高等学校における「3つの方針」の策定・公表に関わる省令

- 中教審答申等において、高等学校の特色化・魅力化が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の一部が改正され、高等学校は「3つの方針」を定め、公表することが定められた。この改正は、令和4年4月1日から施行される。

#### 学校教育法施行規則

- 第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。
- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
  - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
  - 三 入学者の受入れに関する方針

- 各高等学校は、「3つの方針」を踏まえ、教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならないことが、高等学校設置基準19条で規定された。

### 2. 「3つの方針」の内容の詳細

- 各方針において定めることが求められる内容は以下のとおり。作成により、入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保する。

卒業時の姿

- ① 「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」（本県では【生徒育成方針】とする）

各高等学校に期待される社会的役割等に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針となるもの。（「卒業までにどのような生徒を育てるか」を示す）

教育活動

- ② 「教育課程の編成及び実施に関する方針」（本県では【教育課程編成・実施方針】とする）

育成を目指す資質・能力に関する方針を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針となるもの。（「どのような学びを行うのか」を示す）

入学時の姿

- ③ 「入学者の受入れに関する方針」（本県では【生徒募集方針】とする）

各高等学校に期待される社会的役割等や、育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針となるもの。（「どのような生徒を求めているか」を示す）

- 各高等学校は、策定した「3つの方針」を起点としたカリキュラム・マネジメントを行い、各教育活動を組織的かつ計画的に実施し、改善を図ることや、教育活動や業務内容の重点化等を図ることが期待される。

### 3. 「3つの方針」の策定にあたっての留意事項

#### ○ 「3つの方針」の策定について

- ・「3つの方針」は、石川県教育委員会及び各学校のホームページ及び学校管理計画により公表することを想定してつくること。(各学校のホームページのトップページに見出しを設けること)
- ・入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するために、教育課程の編成趣意書等と整合性のあるものとする。
- ・「3つの方針」を相互に関連して整合性のあるものとして作成すること。
- ・特色・魅力ある教育の実現に向けて、高等学校・教職員にとって教育活動の実施・改善の方針となるのみならず、生徒や学校外の関係者に対しても意義を持つものであるため、その内容及び表現をいたずらに専門的なものとせず、生徒及び関係者にとって分かりやすく親しみやすい、また、生徒や入学希望者の学習意欲を喚起し、自立した学習者として学校生活や将来に対する展望を持ちやすいものとする。

#### ○ 書式について

- ・「3つの方針」の策定に際し、県教育委員会が例示した記載例を参考に、各学校において工夫すること。
- ・様式1について、各項目の分量や配分は、任意とする。

### 4. 「3つの方針」の更新及び修正

#### ○ 「学校基本情報」について

- ・毎年度、5月末までに更新すること。

#### ○ 「3つの方針」について

- ・変更を希望する場合は、学校指導課と協議すること。

## 学校基本情報（令和 3 年 5 月 1 日現在）

設置学科	〇〇科	在籍生徒数（全校生徒数）	〇〇人（〇〇人）
住所	〒		
電話	TEL		
〇特色ある教科や授業			
〇学校行事			
〇部活動			
〇進路状況			

## 3 つ の 方 針

〇このような生徒を求めています（生徒募集方針）	
例	～な生徒（人）。～しようとする生徒（人）。 ～な生徒を求めています。等
〇このような学びを行います（教育課程編成・実施方針）	
例	・学習のつまずきを補いながら自分のペースで粘り強く学ぶためのベーシックな科目を設定します。 ・学校と地域住民が協働し、地域課題に協働的に取り組む課題解決型の学習をとおして、探究的な学びを実現します。 ・視野を広げる発展的な学習や海外研修、教科横断的な視点を取り入れた授業・探究活動を通じて、学際的な学びの充実を図ります。等
〇卒業までにこのような生徒を育てます（生徒育成方針）	
例	～な人材。～できる力を伸ばします。等

**【本校において目指す生徒像】**

- ① 学びの良さを知り、主体的に学び、生涯にわたり自己実現に向けて必要な学力を獲得できる人間。
- ② 自己との対話、他者との対話をとおして、多くを学び、深く考え、自らを高めることができる人間。

**【学習指導方針（スクールポリシー）】****（１）魅力ある教材により、学習意欲や興味関心を育てる。**

動機付けとなる導入教材、イメージを明確にする視聴覚教材、学問の面白さや有用性が感じられる教材等を作成し、ICT機器を効果的に活用して、「面白い」「わかる」「できる」授業を日々実践する。また3年間をとおして様々な文章を読ませ、興味関心の幅を広げさせる。

**（２）「問い」「手立て」「協働的な学習」の工夫をとおして、論理的思考力や表現力を育む。**

思考を促す「問い」や考える「手立て」（結論に至るまでのスモールステップ等）を示し、課題の解決に向けて探究する場面を作り、難しい課題であっても投げ出さず粘り強く考え続ける力を養う。また時にはペア学習・グループ学習等を利用して、級友と根拠をもって話し合ったり、異なる観点を知って考えを深めたり、複数の意見をまとめて伝えたりする力を伸ばす。

**（３）評価の場面を活用し、主体的な学習姿勢を確立させる。**

「この授業で何が理解できたか」「目標に対して自分はどこまで到達できたか」「どこを修正すればもっと良くなるのか」と生徒自身が振り返ることで、自ら学びを調整したり見通しをもって進んで学んだりする力を養う。

**（４）学力に応じたきめ細かい学習指導を行い、進路志望の実現を支援する。**

各学年に特進クラスを設け、的確な学習目標のもとで授業を行う。授業を中心に据えた学習習慣を確立させるためにも、低学年においては予習・復習・学習課題等について学力に応じて具体的に指示することで家庭学習の充実を支援する。学年の進行につれて一人一人の学習姿勢が確立できるように支援することで、学力の定着を確かなものにし、進路志望の実現につなげる。

## 令和4年度以降入学生に適用する教育課程の編成趣意書

石川県立〇〇高等学校

## 1 本校が目指す教育

○ 次の点が伝わるよう、わかりやすく記載する。

・本校に期待される社会的役割等（保護者や地域から求められていること、果たすべき役割） ・生徒の実態 ・課題

## 2 育成を目指す資質・能力

○ 上記の「本校が目指す教育」に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを記載する（箇条書き可）。

例： ～な人材（生徒）を育成する。 ～できる力。 ～な生徒。 等

○ 複数の大学科を有する学校については、原則、大学科ごとに記載する。なお、共通する部分はまとめて記載して構わない。

## 3 教育課程編成に関する基本的な方針

○ 上記の「育成を目指す資質・能力」を踏まえ、どのような教育課程を編成するのかを記載する（箇条書き可）。

例 共通教科・科目の学習に加えて、専門教科「商業」に関する幅広い基礎的な知識や技術を習得する。理論を学ぶだけでなく、実習や課題研究を通して時代とともに変化するビジネス社会のなかで活躍できる実践力と問題解決能力を育成する。

例 ・学習のつまずきを補いながら自分のペースで粘り強く学ぶためのベーシックな科目等を設定する。  
・学校と地域住民が協働し、地域課題に協働的に取り組む課題解決型の学習をとおして、探究的な学びを実現するとともに、地域人材の育成を図る。  
・視野を広げる発展的な学習や海外研修、教科横断的な視点を取り入れた授業・探究活動を通じて、学際的な学びの充実を図る。

○ 複数の大学科を有する学校については、原則、大学科ごとに記載する。

## 4 教育課程の具体的な展開

○ 上記の「教育課程編成に関する基本的な方針」との整合性に留意し記載する。

○ 複数の大学科、小学科、コースなどを有する学校は、個別に記載することを基本とし、それぞれの教育課程の特色がわかるように記載する（選択科目・学校設定科目、各科目等の履修年次、教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数）。

例 （1）普通科 （2）理数科  
（1）機械システム科 （2）電気科 （3）建設科 （4）材料化学科  
（1）普通科普通コース （2）普通科ビジネスコース

## 編成趣意書の項目については

- 1 本校が目指す教育
- 2 育成を目指す資質・能力
- 3 教育課程編成に関する基本的な方針
- 4 教育課程の具体的な展開

の4つとし、各校が自校の目指す教育をどのように定め、どのような生徒の育成を目指していくのか、そしてその考え方を具現化するためにどのような編成方針や内容としたのかが、明らかにできるように記載して下さい。